

記載例

(第1号様式)		環境配慮書		
連絡先	住所	横須賀市小川町11番地		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 適正な土地利用の調整に関する条例の協議手続きの窓口となる連絡先をご記入下さい。 </div>
	氏名	有限会社〇〇設計 担当 △△		
	電話	〇〇〇-△△-□□□		
土地利用行為の規模		計画部分	既存部分	合計
	敷地面積	1,480.37 m ²	m ²	1,480.37 m ²
	建築面積	750.00 m ²	m ²	750.00 m ²
	延べ面積	3,500.00 m ²	m ²	3,500.00 m ²
	構造、階数	造 階建		
建築物等の種類	工場、事業所、倉庫、資材置場、敷地造成、駐車場、住宅(共同住宅)、商業施設・店舗、事務所、公共施設、社会福祉施設、医療施設、その他()			
工事期間	平成〇年△月□日から平成〇年△月□日まで			
環境への配慮	工事等に伴う環境への配慮については、特に下記のとおり配慮方針を行います。 なお、事業の実施にあたっては、下記のほか環境配慮指針「開発行為等事業編」に沿って環境配慮の検討を行い、環境負荷の低減やその他環境の保全及び創造に努めます。			
	配慮項目	配慮方針の具体的内容		
	大気汚染 粉じん対策	<ul style="list-style-type: none"> 警備員を配置し、周辺交通の流れをスムーズにすることで渋滞防止を図り、自動車排出ガスに起因する大気汚染を抑制する。 周辺道路が混雑しない時間に工事車両の出・入庫を行うことで、工事出・入庫による交通渋滞を抑制し、自動車排出ガスに起因する大気汚染を抑制する。 		
	騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音型・低振動型建設機械を使用し、機械から出る騒音を抑制する。 工事現場の敷地境界に防音壁や防音シートを設置し、周辺への騒音を抑制する。 		
	悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> 工事車両、作業者の通勤車両等については整備点検を確実にし、自動車排出ガスの臭気を抑制する。 臭気を放つ原材料について、周辺住宅から離れた場所に保管することで、周辺環境への影響を防止する。 		
	水質汚濁 土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 工事により発生する排水の水質を適正に管理し、工事区域外への排出による水質汚濁を防止する。 土壌汚染の拡散を未然に防止するため、事前に地歴情報を調査し、土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく手続きの必要性を調査し、必要な場合には法条例に則った措置をとる。 		
		過去の土地の利用状況	工場・事業所、倉庫・資材置場、商業施設・店舗、駐車場、 住宅、事務所、その他()、不明	
	現在の土地の利用状況	駐車場		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民に対する事前説明を実施することにより、騒音・振動が発生する旨の情報提供を行い、理解・協力を求める。 容器包装の少ない材料や廃棄物の排出のない材料を選定し、廃棄物の発生を抑制する。 			

環境配慮事項に係る具体的な例

1 大気汚染・粉じん対策

- ・ 警備員を配置し、周辺交通の流れをスムーズにすることで渋滞防止を図り、自動車排出ガスに起因する大気汚染を抑制する。
- ・ 工事車両については、狭い道路を利用せず、可能な限り広い道路を利用することで周辺交通での渋滞防止を図り、自動車排出ガスに起因する大気汚染を抑制する。
- ・ 周辺道路が混雑しない時間に工事車両の出・入庫を行うことで、工事出・入庫による交通渋滞を抑制し、自動車排出ガスに起因する大気汚染を抑制する。
- ・ 工事車両の整備点検を確実にを行い、整備不良による排気ガスの排出を防止する。
- ・ 工事車両に低公害車を利用することで、大気汚染を抑制する。
- ・ 工事車両、作業者の通勤車両については、アイドリングストップを励行し、大気汚染を防止する。
- ・ 工事現場周辺に防じんシートや防じんネットを設置することで、工事から発生する粉じんの周辺環境への飛散を抑制する。
- ・ 土砂の積み上げ等、粉じんの発生する作業を行う場合、散水の実施により粉じんの発生を抑制する。
- ・ 掘削や土砂の積み上げ等、粉じんの発生する作業においては強風時の作業を見合わせることで、周辺への粉じんの飛散を抑制する。

など

2 騒音・振動対策

- ・ 低騒音型・低振動型建設機械を使用し、機械から出る騒音を抑制する。
- ・ 音や振動の発生する作業は工期や時間を工夫し、周辺住民の理解を得られるよう配慮する。
- ・ コンプレッサー等の固定して使用する機械については、住宅から距離をとり、また防音壁や防音シートを設置するなどの方法により、周辺への騒音を抑制する。
- ・ 工事現場の敷地境界に防音壁や防音シートを設置し、周辺への騒音を抑制する。
- ・ 早朝、夜間、日曜、祝日における作業を行わない。
- ・ 早朝、夜間における工事車両の出入りを行わない。
- ・ くい打ちについては、圧入式工法やアースオーガーを併用するセメントミルク工法を採用することで、くい打ちによる騒音・振動を抑制する。
- ・ 作業実施者の駐車場については周辺の住宅から距離をとり、自動車騒音の影響を低減する。
- ・ 工事車両、作業者の通勤車両等について整備点検を確実にを行い、騒音の発生を抑制する。
- ・ 工事車両、作業者の通勤車両等については不必要なアイドリングを避け、騒音を抑制する。

など

3 悪臭対策

- ・ 工事車両、作業者の通勤車両等については整備点検を確実にし、自動車排出ガスの臭気を抑制する。
- ・ 工事車両、作業者の通勤車両等については不必要なアイドリングを避け、自動車排出ガスに起因する臭気発生を抑制する。
- ・ 臭気を放つ原材料について、周辺住宅から離れた場所に保管することで、周辺環境への影響を防止する。
- ・ アスファルト防水を行う際、臭気を低減させる薬剤を添加することにより、悪臭の発生を抑制する。
- ・ 内装の塗装作業については、雨天時に作業を実施することで、周辺への悪臭飛散を抑制する。
- ・ 晴天時に速やかに外装の塗装作業を行い、悪臭の発生する時間を短縮する。

など

4 水質汚濁・土壌汚染対策

- ・ 工事により発生する排水（作業終了時の清掃等で発生する排水を含む）の水質を適正に管理し、工事区域外への排出による水質汚濁を防止する。
- ・ 建設機械の燃料等現場で使用する油類は漏洩がないよう取扱に十分注意を払い、廃棄する場合は適正な処理、処分を行う。
- ・ 土壌汚染の拡散を未然に防止するため、事前に地歴情報を調査し、土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく手続きの必要性を調査し、必要な場合には法条例に則った措置をとる。

など

5 その他

- ・ 周辺住民に対する事前説明を実施することにより、騒音・振動が発生する旨の情報提供を行い、理解・協力を求める。
- ・ 容器包装の少ない材料や廃棄物の排出のない材料を選定し、廃棄物の発生を抑制する。
- ・ 建設リサイクル法の対象にならない〇〇についても分別を行い、再資源化に努める。
- ・ 廃棄物の保管については、周辺住宅から距離をとる。
- ・ 特別管理産業廃棄物など危険な廃棄物については、発生後速やかに処分を行う。
- ・ 開発等工事によりやむをえず樹木の伐採をする場合は最小限にとどめ、できる限り移植する。

など

（注）上記事項については例ですので、その他配慮事項等ありましたらその旨記入してください。